

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条の規定に基づき、会員に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本会の会員とは、東伊豆町に居住する者及び本会の趣旨に賛同し、入会した者をいう。

(会員の種類)

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 一般会員（個人）
- (2) 特別会員（団体、機関の役員及び篤志家）
- (3) 賛助会員（会社、事務所、事業所等）

(会費)

第4条 本会の会費は、次のとおりとする。なお、特別会員、賛助会員の口数は制限を設けない。

- (1) 一般会員…… 1世帯当たり 年額 300円
- (2) 特別会員…… 1口当たり 年額1,000円
- (3) 賛助会員…… 1口当たり 年額3,000円

2 会費は、その年度内又は、入会しようとするときに納入しなければならない。

3 納付された会費は、事由の如何を問わず返還しない。

4 前項の会費の納入をもって、会員とする。

(退会)

第5条 会員は、次に掲げる場合は退会したものとする。

- (1) 会員が転出又は死亡したとき
- (2) 会員から退会の申し出があったとき
- (3) 団体及び法人等が解散、合併したとき

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃については、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。